## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年11月21日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月21日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		計装用圧縮空気系除湿装置(A)において、除湿装置運転中に「除湿装置出口温度高」警報が発生し自動停止する事象があり、再生工程用タイマーの不具合が原因の一つと考えられることから、当該タイマーの調査・点検。	GⅢ	
2	4号機	計装用圧縮空気系除湿装置(A)において、除湿装置運転中に「除湿装置出口温度高」警報が発生し自動停止する事象があり、除湿装置出口温度計の不具合が原因の一つと考えられることから、当該温度計の調査・点検。	GⅢ	